

5. 3憲法を活かす宮城県民集会在開催される

5月3日(金)、仙台市・アエル5階多目的ホールにおいて宮城県護憲平和センター・憲法を守る市民委員会・宮城憲法会議の共催で『5. 3憲法を活かす宮城県民集会』が開催されました。この集会には七〇〇名(支部より約10名が参加)を超える市民が結集しました。

集会は、司会の開会挨拶に始まり、主催団体代表挨拶として『憲法を守る市民委員会』代表・勅使河原安夫弁護士からの開催挨拶が行われ、次に野呂圭弁護士より、10分に分かる自民党草案の説明と題して、自民党憲法草案の内容について現憲法との比較により矛盾点、問題点について分かりやすい説明が行なわれました。



浅井基文さん講演

続いて、国際政治学者である浅井基文さんより『21世紀の日本と国際社会・東アジアをめぐる情勢と平和憲法』題した講演が行われ、最初に「憲法問題を考えるのに、東アジア情勢の」とまで考える必要があるのか」という課題に対し「これまで私たちの憲法に関する議論はいわば『内向き』。しかし、平和憲法は優れて東アジア国際政治の所産であり、これからの私たちが憲法に関する議論は、東アジア情勢の動向を見据え、また、21世紀の国際社会のあり方を睨んだ、いわば『外向き』ならなければならぬ」と答え、その回答に関わる部分に説明を加えるという形で講演が行われました。

講演終了後、アピール採択に移り、宮城県護憲平和センター・大沼副理事長がアピール分を読み上げ満場からの拍手により採択された。これまでも改憲の動きはありましたが、昨年4月に自民党は独自の新憲法改正草案を発表。安倍政権は手始めに憲法九六条の改正をめぐり、昨年の衆議院総選挙の結果に乗じて今年度の参議院選挙での公約に掲げるとしていいます。

いえる日本国憲法の改悪を阻止しなければなりません。

主催団体代表挨拶

主催団体を代表し、『憲法を守る市民委員会』代表・勅使河原安夫弁護士は次のように開会挨拶を行いました。

我が国の憲法は一九五三年5月3日に施工されてから66年目になる。この66年間、我が国は現在の憲法があるおかげで平和に営んできた。しかし国際的に考えてみれば、朝鮮戦争、ベトナム戦争、中東戦争等の多くの戦争があり、その当時の日本の政府は憲法を無視しそれらに出兵をという危惧があった。しかし我が国の憲法は、それを許さなかつた。

再度首相になった安部首相はこの憲法を改正しようとする主張をしている。彼は前回の首相在任時に国民投票法を制定したが、投票を行える人は何歳からなのかが決まっていなかった。最近、そのことに気づき今国会で決めようとしている。現在、強引な経済政策で人気があり、今のうちに憲法改正を行おうと目論んでいる。これまで、憲法には危機が幾つもあった。しかし、国民の努力によってその危機を乗り越えてきた。安倍総理は戦後レジームの脱却と言っているが、戦後レジームとは憲法の3原則である平和と国民主権と人権。それを改正して何をしようとするのか。旧憲法時代に帰ろうとするのか。戦争ができる国にしようとするのか。私たちは平和を愛し、人間を大事にし安心して暮らせる国にしたい。多くの人と手を携えて困っている人を助け合える国にしていきたいと考えている。

私自身も前の大戦を経験した一人だが、あのようなことがないようにするために憲法がある。66年になる憲法施行日にあたり、憲法改悪を打破することを皆さんと固めていきたい。

宮城県護憲平和センター 第二八回定期総会開催

5. 3憲法を考える宮城県民集会の前段、宮城県護憲平和センター第二八回定期総会がアエル6階セミナーホールにおいて開催され、開会に先立ち東日本大震災で亡くなった方への黙祷が行われました。

議事は、二〇一二年度活動経過・決算報告、二〇一三年度活動計画案・予算案並びに二〇一三年度役員体制の議題が提案され全ての議題が承認されました。



清藤理事長挨拶